

日向市中心市街地 空き店舗対策事業補助金

Hyuga

最大
5万円/月
家賃補助（1年目）
※2年目は
最大3.7万円

日向市中心市街地の空き店舗に
出店する事業者等に対して
補助金を交付します

日向市中心市街地エリアの空き店舗を有効活用し、賑わいと活気ある街をつくることを目的に**日向市中心市街地の空き店舗に出店する事業所等に対し、「日向市中心市街地空き店舗対策事業補助金」を交付します。**

対象空き店舗

中心市街地内に立地する空き店舗かつ日向商工会議所が指定した店舗

補助対象者

事業対象空き店舗への新規出店者（個人または法人事業者）

補助額（2年間）

1年目 / 家賃月額のおよそ2分の1の額または5万円のいずれか低い額
2年目 / 家賃月額のおよそ8分の3の額または3.7万円のいずれか低い額

主な要件

- 1) 小売商業またはサービス業、その他日向商工会議所が中心市街地の活性化に寄与すると認めた業種
- 2) 午前中から営業を開始し、午後5時以降まで営業が継続されるものであること
- 3) 週5日以上営業すること（但し、祝祭日等は除く）

※この他にも要件がございますので、詳しくはお問合せください。

- ✓ 申請受付は随時おこなっております（※年度ごとの予算に達し次第、受付終了）
- ✓ 申請窓口は日向商工会議所です（8:30~17:15 / 土日祝日休み）
- ✓ 交付決定前に出店した場合は、補助対象外となります。
- ✓ 交付は日向商工会議所に設置した審査会を経て決定します（交付決定までに1ヶ月程かかります）
- ✓ 申請前に必ず日向商工会議所または日向市市街地整備課へご相談ください

※商店街振興組合または商店会、市内の特定非営利活動法人等を対象とした補助金もございます。

詳しくは商工会議所または市街地整備課へお問い合わせください。

